

意見書案第 11 号

被災者生活再建支援法の見直しを求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年12月18日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

松尾 りつ子

倉元 達朗

綿貫 英彦

田中 たかし

森 あやこ

近藤 里美

被災者生活再建支援法の見直しを求める意見書

北海道胆振東部地震や度重なり九州を襲った豪雨に続き、今年も台風第19号など、大規模災害による被害が続いています。被災地域では、今なお多くの被災住民が避難所や仮設住宅などでの避難生活を余儀なくされており、早急な住宅再建に向けた支援の強化が求められています。

一方、「生活再建を支援し、被災地の速やかな復興に資する」ことを目的とした被災者生活再建支援制度では、「10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村」、「100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県」などといった対象要件が設けられ、支援金の支給については、住宅が全壊した世帯に最大300万円、大規模半壊世帯に最大250万円に制限され、それ以外の半壊や一部損壊は支給対象外となっており、住宅の自力再建への大きな困難をもたらしています。

2019年6月に全国市長会が提出した「国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言」では、被災者生活再建支援法について、同一災害により被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和すること、適用について、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図ることを求めています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、被災者生活再建支援法を抜本的に見直し、適用対象を拡大し、支給金額を増額されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、  
内閣官房長官、復興大臣、内閣府特命担当大臣（防災） 宛て

議長 名